

日本保健医療大学履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本保健医療大学（以下「本学」という。）学則に定めるもののほか、授業科目の履修、試験、成績の評価及び進級に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 開設する授業科目、配当年次、時間数、必修・選択の別、卒業要件及び履修条件は、学則別表第1のとおりとする。

(履修登録)

第3条 本学学生（以下「学生」という。）は、学年の始めに、履修しようとする科目について、履修登録を行わなければならない。

- 2 履修登録及び変更は、指定された期間以外には行うことができない。
- 3 学生は、前2項の履修登録及び変更を行った後においては、任意に履修科目を変更することはできない。

(履修登録の制限)

第4条 次に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

- (1) 在学年次より上級年次に配当されている授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- 2 前条第1号については、特別の事情がある場合には、履修登録を認めることがある。
- 3 授業時間が重複する授業科目は、原則として履修登録できない。

(定期試験)

第5条 定期試験は、当該授業の開講時期の中間及び期末に原則として期間を定めて行う。

- 2 前項の試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、課題レポート等により行う。
- 3 試験は、原則として科目別に当該科目の担当教員がこれを行う。

(受験資格)

第6条 定期試験は、原則として各授業科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければ、受験することができない。

- 2 前項に定める時間数に満たない者は、当該授業科目の担当教員、学科長又は学長が成業の見込みがあると認めた場合には、受験を認めることがある。

(追試験)

第7条 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験又は再試験を受験することができなかつた者に対して行うことができる。

2 追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」に、医師の診断書その他試験を受験することができなかつたことを証する書面を添えて、当該授業科目の試験終了後遅滞なく所定の期日までに学長宛て提出しなければならない。

3 担当教員、学科長又は学長は、前項の規定により追試験願の提出があつた場合で、やむを得ない理由があると認められるときは、追試験を受験させることができる。

(再試験)

第8条 定期試験又は追試験に不合格になつた者に対して、担当教員、学科長及び学長が合議し、教育上必要があると認める場合は、適当な期間をおき、担当教員は試験範囲を教科書等で示してその範囲から出題し、再試験を受験させることができる。

2 前項に規定する再試験を受けようとする者は、再試験料を納付の上、「再試験受験願」を各回の再試験の所定の期日までに学長宛て提出しなければならない。

(成績の評価)

第9条 試験等の成績の評価は、100点を満点とし、当該科目の担当教員が次の基準により行う。

評価／評点	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	60点未満
定期試験評価	S	A	B	C	D
追試験評価	S	A	B	C	D
再試験評価	C	C	C	C	D
判定	合格	合格	合格	合格	不合格

2 2人以上の教員により授業が分担される授業科目については、当該教員の合議により、成績の評価を行う。

(綜合成績評価・GPA)

第9条の2 前条の成績評価に対して、グレード・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、不合格の授業科目も含めて、履修登録した授業科目のグレード・ポイントの平均（グレード・ポイント・アベレージ、以下「GPA」という。）を算出し、綜合成績評価を行う。

2 成績評価に対するGPは、次のとおりとする。

判定	合格				不合格
評価	S	A	B	C	D
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

- 3 GPAを算出する基準は次のとおりとする。

$$GPA = \{ (各学期に評価を受けた科目のGP) \times (当該科目の単位数) \} の累計$$

$$/ (各学期の履修登録科目の単位数の合計) 累計$$
- 4 GPAは、各学期毎に履修登録した授業科目を対象として算出されたGPA（「学期GPA」という。）及び入学後に履修登録した全授業科目を対象として算出されたGPA（「通算GPA」という。）の2種類とする。
- 5 履修登録科目のうち成績評価が未確定の授業科目はGPA計算には含めず、評価が確定した時点での総合成績評価に加える。
- 6 既修得単位の認定により単位を修得した授業科目については、GPA計算には含めない。

（不正行為）

- 第10条 試験において不正行為があったときは、当該試験を不合格とする。
- 2 試験監督の指示に違反した場合は、不正行為があったものとみなす。

（再履修）

- 第11条 単位を修得できなかった授業科目については、原則として再履修しなければならない。

（進級の基準等）

- 第12条 各年次に配当された必修科目のすべての単位を修得しなければ、進級を認めず、上級年次に配当された授業科目を履修することができない。
- 2 前項にかかわらず、必修科目の一部の単位を修得できなかった場合であって、学長が進級させても支障がないと判断した場合は、進級を認めることがある。
- 3 必修科目の中には履修前提条件を満たさなければ履修できない科目があり、所定の配当年次に当該必修科目の単位を修得できない場合、最低修業年限内で卒業要件を満たすことができないことがある。

（委任）

- 第13条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。